

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和4年12月2日)

- 「盛土規制区域アドバイザー」会議の開催について

【技術企画課】……2ページ

- 冬期道路交通確保対策会議の開催について

【道路企画課】……3ページ

- みなとさかい交流館の指定管理者の選定方法について

【空港港湾課】……4ページ

- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【道路企画課・道路建設課・河川課・治山砂防課】……5ページ

県土整備部

「盛土規制区域アドバイザー」 会議の開催について

令和4年12月2日
技術企画課

昨年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、本県ではいち早く条例を制定して盛土等の規制をしていますが、このたび包括的な規制を図る法施行に伴い、都道府県等は規制の対象となる区域の指定をする必要があります。

これを受けて、本県においても、既存の条例と連携した規制の強化を図るうえで、速やかに区域の指定を行うため、アドバイザー会議を設置して検討を始めたので、その概要を報告します。

1 盛土規制の経緯と概要

- 令和3年12月：熱海市で発生した土石流災害を背景に、本県で盛土等の作業を一律に規制する「鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例」を制定（令和4年5月施行）
- 令和4年5月：国において危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」を公布（令和5年5月施行予定）
- 令和4年11月：区域の指定に必要な基礎調査の手法、区域指定のあり方、技術基準、規制付加等についての考え方を検討するため、専門家によるアドバイザー会議を設置し、第1回会議を開催

【盛土規制法による規制】

- ・区域の指定は、国が示す基本方針と調査実施要領に基づいて、都道府県、政令指定都市及び中核市が基礎調査を実施する。（9月補正予算で計上済み。12月に国要領を受けて実施予定）
- ・区域内での盛土等は知事等の許可制となるほか、中間検査、完了検査、定期報告が義務付けられる。

【盛土規制法と盛土条例の比較】

項目	盛土規制法	盛土条例
規制区域	規制区域として指定したエリア	県内全域
許可対象	盛土・切土の施工 （宅地造成、残土処分場、仮置き土等）	盛土・切土の施工 （宅地造成、残土処分場、仮置き土等） 斜面地の工作物設置
完了後の状況確認	なし	定期報告の実施（盛土完了後10年間） 発電事業終了後の廃止時検査
保証金の預託	なし	「事業費の5%」又は「事業区域面積1haあたり200万円」のいずれか高い額
罰則	法人に3億円以下の罰金、違反者に1千万円以下の罰金又は3年以下の懲役	100万円以下の罰金又は2年以下の懲役（法人にも適用する両罰規定）

2 「盛土規制区域アドバイザー」 会議

(1) アドバイザー

氏名	分野	所属
栢見 吉晴（まつみ よしはる）	防災	鳥取大学 前学長顧問 研究推進担当（特任教授）
猪迫 耕二（いのさこ こうじ）	農地防災	鳥取大学 農学部副学部長（教授）
小野 祐輔（おの ゆうすけ）	土質	鳥取大学 工学部社会システム土木系学科（教授）
中村 公一（なかむら こういち）	砂防・環境	鳥取大学 工学部社会システム土木系学科（准教授）
酒井 哲弥（さかい てつや）	地質	島根大学 総合理工学部地球科学科（教授）

(2) 第1回会議の概要

- ① 日時 11月17日（木）午前10時～正午
- ② 場所 鳥取大学工学部会議室
- ③ 議題
 - ・県内における盛土等の規制状況について
 - ・盛土規制法について
 - ・今後の課題について
- ④ アドバイザーからの主な意見
 - ・盛土条例の規制水準は維持する必要があるのではないかと。
 - ・盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除外するものとされているが、「蓋然性がない」という判断は非常に難しいのではないかと。
 - ・安全が第一ではあるが、強い規制に係る区域を広くかけすぎると、経済活動に支障をきたすことも考えられるのでバランスが大切である。
- ⑤ 今後の予定
 - （第2回）令和5年3月頃 基礎調査の実施状況等について
 - （第3回）未定 基礎調査の中間とりまとめ等について
 - （第4回）未定 基礎調査結果の報告等について

冬期道路交通確保対策会議の開催について

令和4年12月2日
道路企画課

本年度も大雪に備え、鳥取県東部における冬期の大雪による道路交通確保に向けた対策について、下記のとおり冬期道路交通確保会議を国土交通省・県・市町村・警察等の合同で開催しました。

県としては、大雪時においても安定した道路交通の確保が図れるよう関係機関と連携し、除雪体制を整えるとともに、県民の皆様に除雪作業への御理解・御協力を呼びかけていきます。

＜県民の皆様へのお願い事項＞ ※県ホームページにも掲載

- 除雪時の作業騒音にご理解ください
- 除雪の妨げになる路上駐車はやめましょう
- 道路際の樹木、竹等は所有者で伐採しましょう
- 玄関先から道路への雪かきは各家庭でお願いします
- 車道への雪出しはやめましょう

1 日時 令和4年11月18日（金） 午後2時～（ウェブ会議）

2 出席者 委員長：国土交通省鳥取河川国道事務所長

委員：国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所・岡山国道事務所

鳥取県県土整備部、危機管理局、鳥取県土整備事務所、八頭県土整備事務所

岡山県、市町村（鳥取市・智頭町ほか）、警察（県警本部・各警察署）

NEXCO西日本 ほか

3 確認事項

（1）広報活動の実施

① 広域迂回、不要不急の外出自粛の呼びかけ

近畿・九州地方整備局、NEXCO西日本とも連携した記者発表・ホームページ・SNS等を用いた広報を行う。

② 冬用タイヤ早期装着啓発活動

③ トラック協会等への協力要請・降雪時の冬用タイヤ・チェーン等の装着指導の実施

（2）集中除雪区間の設定

① 大雪時に大型車両のスタックによる通行止めが発生しやすい区間を集中除雪区間として設定し、重点的に除雪を行う。（重点除雪）

② 降雪が激しく、平行する路線の一方が通行止めの可能性が高まった場合、一方を通行止めして集中除雪し、除雪完了後早期に交通開放を行う。（集中除雪）

※同時に2路線の通行止めになることを回避する。

（3）集中除雪タイムライン

大規模な滞留車両が発生する前に迅速な集中除雪のための通行止めを実施する場合は、県災害対策本部と連携し、路線ごとに判断する。

（4）事故・スタック発生時の初動体制の迅速化

大雪によりスタックが発生し車両の通行が不能となった場合は、速やかに交通規制が行えるよう交通誘導員の配置等の体制を構築し、車両の滞留防止、早期解消に向け警察と道路管理者で連携し対応する。

（5）鳥取自動車道及び山陰道（鳥取西道路）の通行止め時の対応

鳥取自動車道及び山陰道（鳥取西道路）を通行止めにする際は、大型車が国道373号及び県道等に迂回しないように通行止めを行い、国道53号、国道9号及び国道29号への迂回を基本とする。

（6）山陰道・国道9号・鳥取道・国道53号に大雪が予想される場合の広域迂回

大雪が予想される場合における本県への通過交通の流入を防ぐため、近畿・九州地方整備局及びNEXCO西日本と連携し、事前に広域迂回を促す呼びかけを次により広く行う。（平常時・異常気象時）

・広域迂回を促すチラシを道路利用者（鳥取県トラック協会等）に送付する。

・中国自動車道のSA・PAでチラシ・ポスター等による広報を行い道路利用者に周知する。

・中国自動車道の道路情報板により道路利用者に周知する。

みなとさかい交流館の指定管理者の選定方法について

令和4年12月2日

空 港 港 湾 課

鳥取県県土整備部指定管理施設候補者審査委員会の意見を踏まえ、11月30日（水）に開催された令和4年度第2回県有施設・資産有効活用戦略会議において指定管理者の選定方法について議論された結果、みなとさかい交流館の指定管理者の選定方法について、以下のとおりとしたいので報告します。

1 施設名

鳥取県立みなとさかい交流館（所在地：境港市大正町 215）

2 指定管理者の選定方法

指名指定

3 指名指定継続の理由

鳥取県県土整備部指定管理施設候補者審査委員会（指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）による、指名指定の継続の適否についての検討を経て、以下の理由により指名指定を継続することとした。

<理由>

当該施設の一部は港湾法に定める港湾施設（ボーディングブリッジ等）に位置付けられており、境港の港湾管理者である境港管理組合が管理運営することにより、港湾施設と一体となった管理運営が可能となる。また、災害発生時には防災拠点となり得る施設でもあることから、安全管理上、当該団体による管理が望ましい。

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年4月～8月 指定管理者の選定手続き

令和5年9月 令和5年9月議会に指定管理者選定の議案を上程

令和6年4月 指定管理者による管理運営開始

【参考：県有施設・資産有効活用戦略会議の概要】

○会議の趣旨

県有施設・資産を活用した官民連携（PPP／PFI）の積極的な活用や、県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討するため設置

○構成員

副知事（座長）、各部局長、各総合事務所長、教育長、病院事業管理者、警察本部長

※平成29年3月28日付けで「鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」を改正し、公募せずに指定管理候補者を選定している公の施設については、審査委員会の意見を聴いて指名指定の継続の適否を検討することとしている。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】

県土整備部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
道路企画課 (鳥取県土整備 事務所)	県道網代港岩美停車場 線(浦富2工区)改良工事 (5工区)(交付金交安)	岩美郡 岩美町 浦富	有限会社中信建設 代表取締役 中村 砂雄	(当初契約額) 85,360,000円	令和4年2月28日 ～ 令和4年11月7日	(当初契約年月日) 令和4年2月28日	-
				(第1回変更後契約額) 106,310,600円 (変更額) 20,950,600円	(変更後工期) 令和5年3月15日	(第1回変更契約年月日) 令和4年11月7日	・門型カルバードの施工 で鋼矢板による土留工を 追加したことによる工事 費の増 ・上記の計画変更期間を 要したことによる工期の 延伸
道路建設課	国道178号(岩美道路)改 良工事(8工区)(補助) (国補正)	岩美郡 岩美町 牧谷	国道178号(岩美道路)改良工 事(8工区)(補助)(国補正) やまこう・大和特定建設工事 共同企業体 代表者 やまこう建設株式会社 代表取締役社長 岡田 幸一郎	(当初契約額) 290,180,000円	令和4年2月16日 ～ 令和4年11月30日	(当初契約年月日) 令和4年2月16日	-
				(第1回変更後契約額) 301,852,100円 (変更額) 11,672,100円	(変更後工期) 令和5年1月31日	(第1回変更契約年月日) 令和4年11月17日	他工事との調整により、 盛土を追加施工したこと による工事費の増及び 工期の延伸
道路建設課	国道178号(岩美道路)改 良工事(7工区)(補助) (国補正)	岩美郡 岩美町 陸上	国道178号(岩美道路)改良工 事(7工区)(補助)(国補正) 田中組・尾崎工務店特定建設 工事共同企業体 代表者 株式会社田中組 代表取締役 田中 弘文	(当初契約額) 254,870,000円	令和4年2月14日 ～ 令和4年10月31日	(当初契約年月日) 令和4年2月14日	-
				(第1回変更後契約額) 262,959,400円 (変更額) 8,089,400円	(変更後工期) 令和4年11月30日	(第1回変更契約年月日) 令和4年10月19日	他工事工程との調整に より橋梁付属物の設置を 追加したことによる工事 費の増及び工期の延伸
				(第2回変更後契約額) 258,517,600円 (変更額) △4,441,800円		(第2回変更契約年月日) 令和4年11月21日	隣接工事との調整により 排水構造物の一部を取り やめたことによる工事 費の減

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】

県土整備部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
道路建設課 〔鳥取県土整備事務所〕	国道178号(岩美道路)法 面工事(3工区)(補助) (国補正)	岩美郡 岩美町 陸上～ 牧谷	有限会社プロジェクト 代表取締役 大谷 朝丸	(当初契約額) 117,810,000円	令和4年2月22日 ～ 令和4年11月28日	(当初契約年月日) 令和4年2月22日	-
				(第1回変更後契約額) 133,325,500円 (変更額) 〔 15,515,500円〕	令和4年2月22日 ～ 令和4年12月16日	(第1回変更契約年月日) 令和4年11月16日	斜面の早期安定のため、日野谷工区を追加したこと等による工事費の増及び工事延伸
道路建設課 〔鳥取県土整備事務所〕	国道178号(岩美道路)法 面工事(5工区)(補助) (国補正)	岩美郡 岩美町 陸上	株式会社田中組 代表取締役 田中 弘文	(当初契約額) 103,510,000円	令和4年7月1日 ～ 令和4年11月30日	(当初契約年月日) 令和4年7月1日	-
				(第1回変更後契約額) 114,173,400円 (変更額) 〔 10,663,400円〕		(第1回変更契約年月日) 令和4年11月22日	週休2日モデル工事の実施及び植生基材吹付厚を変更したことによる工事費の増
道路建設課 〔鳥取県土整備事務所〕	国道178号(岩美道路)牧 谷トンネル舗装工事(補 助)(国補正)	岩美郡 岩美町 牧谷	株式会社藤原組 取締役社長 藤原 正	(当初契約額) 162,910,000円	令和4年2月4日 ～ 令和4年10月24日	(当初契約年月日) 令和4年2月4日	-
					(変更後工期) 令和4年11月28日	(第1回変更契約年月日) 令和4年10月19日	他工事と施工時期を調整したことによる工期の延伸
				(第2回変更後契約額) 171,677,000円 (変更額) 〔 8,767,000円〕		(第2回変更契約年月日) 令和4年11月22日	週休2日モデル工事の実施及び交通誘導員を追加配置費用を計上したことによる工事費の増

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】

県土整備部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
道路建設課 〔鳥取県土整備事務所〕	国道178号(岩美道路)東浜トンネル非常用設備設置工事(補助)	岩美郡 岩美町 陸上～ 牧谷	株式会社吉備総合電設 代表取締役 山下 誉議	(当初契約額) 115,500,000円	令和3年10月26日 ～ 令和4年7月21日	(当初契約年月日) 令和3年10月26日	-
				(第1回変更後契約額) 115,157,900円 (変更額) 〔 △342,100円〕	(変更後工期) 令和4年11月30日	(第1回変更契約年月日) 令和4年4月6日	・道路計画の変更に伴い、配線計画を修正したことによる工事費の減 ・世界的な半導体不足等により設置機器の納期が長期化したことによる工期の延伸
				(第2回変更後契約額) 117,520,700円 (変更額) 〔 2,362,800円〕		(第2回変更契約年月日) 令和4年11月21日	機器仕様変更に伴い、連動信号ケーブル規格を変更したことによる工事費の増
道路建設課 〔鳥取県土整備事務所〕	国道178号(岩美道路)東浜トンネル照明設置工事(補助)	岩美郡 岩美町 陸上～ 牧谷	株式会社吉備総合電設 代表取締役 山下 誉議	(当初契約額) 106,920,000円	令和3年10月27日 ～ 令和4年9月13日	(当初契約年月日) 令和3年10月27日	-
				(第1回変更後契約額) 108,938,500円 (変更額) 〔 2,018,500円〕	(変更後工期) 令和4年11月30日	(第1回変更契約年月日) 令和4年8月5日	道路照明の分電盤及び開閉器盤の製作を追加したことによる工事費の増及び工期の延伸
				(第2回変更後契約額) 109,344,400円 (変更額) 〔 405,900円〕		(第2回変更契約年月日) 令和4年11月25日	真夏日補正を実施したことによる工事費の増

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】

県土整備部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
道路建設課 (中部総合事務所 県土整備局)	国道313号(倉吉関金道路)改良工事(福山工区)(30工区)(補助改良)(国補正)	倉吉市 福山	株式会社北和 代表取締役 伊藤 孝一	(当初契約額) 87,230,000円	令和4年4月15日 ～ 令和5年1月6日	(当初契約年月日) 令和4年3月25日	-
				(第1回変更後契約額) 107,054,200円 (変更額) 19,824,200円	(変更後工期) 令和5年2月28日	(第1回変更契約年月日) 令和4年11月22日	路体盛土工を追加施工することとしたこと、再生砕石が不足しているため新材を使用することとしたこと等による工事費の増及び工期延伸
河川課	水貫川河川改修工事(2工区)(補助)	米子市 皆生新田	水貫川河川改修工事(2工区)(補助)大協組・船越建設特定建設工事共同企業体代表者 株式会社大協組 代表取締役 小山 典久	(当初契約額) 495,000,000円	令和3年8月18日 ～ 令和4年11月30日	(当初契約年月日) 令和3年8月17日	-
				(第1回変更後契約額) 499,522,100円 (変更額) 4,522,100円	(変更後工期) 令和5年3月24日	(第1回変更契約年月日) 令和4年11月21日	・床掘完了後、当初想定を上回る湧水量が確認されたため、排水処理方法を変更したことによる工事費の増 ・上記の湧水量に対応する排水計画の検討及びその施工に不測の日数を要したことによる工期延伸
河川課 (西部総合事務所 米子県土整備局)	小松谷川河川改修工事(9工区)(防災安全交付金)	米子市 下安曇 ～上安曇	株式会社所子建設 代表取締役 中川 郁夫	(当初契約額) 96,800,000円	令和4年2月28日 ～ 令和4年11月22日	(当初契約年月日) 令和3年12月24日	-
				(第1回変更後契約額) 107,985,900円 (変更額) 11,185,900円	(変更後工期) 令和5年3月15日	(第1回変更契約年月日) 令和4年11月16日	現場発生土が軟弱であり、仮置場へ積込運搬し曝気処理後に処分したこと等による工事費の増及び工期延伸

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】

県土整備部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
河川課 (西部総合事務所 米子県土整備局)	小松谷川河川改修工事 (10工区)(防災安全交付 金)(国補正)	米子市 下安曇	美保テクノス株式会社 代表取締役 野津 健市	(当初契約額) 90,750,000円	令和4年3月29日 ～ 令和4年11月21日	(当初契約年月日) 令和4年3月28日	-
				(第1回変更後契約額) 108,860,400円 (変更額) 〔 18,110,400円 〕		(第1回変更契約年月日) 令和4年11月9日	週休2日モデル工事の 実施及びICT施工に関す る追加費用を計上したこ と等による工事費の増
治山砂防課 (八頭県土 整備事務所)	上田川通常砂防工事(交 付金)(国補正)	八頭郡 智頭町 芦津	こおげ建設株式会社 代表取締役 山根 敏樹	(当初契約額) 112,860,000円	令和4年3月4日 ～ 令和4年11月16日	(当初契約年月日) 令和4年3月4日	-
					(変更後工期) 令和5年2月28日	(第1回変更契約年月日) 令和4年11月16日	砂防えん堤の鋼板スリッ トの製造・納入が遅れた こと、及び台風14号の降 雨により現場内で法面崩 落等が発生し、その復旧 に不測の日数を要したこ とによる工期の延伸
治山砂防課 (八頭県土 整備事務所)	ツツミ谷川及び寺谷川通 常砂防工事(補助)(国補 正)	八頭郡 八頭町 岩淵	中一建設株式会社 代表取締役 中尾 仁	(当初契約額) 142,010,000円	令和4年2月16日 ～ 令和4年11月22日	(当初契約年月日) 令和4年2月16日	-
				(第1回変更後契約額) 155,640,100円 (変更額) 〔 13,630,100円 〕	(変更後工期) 令和5年2月17日	(第1回変更契約年月日) 令和4年11月22日	・受注者希望によりICT 活用工事とすること等 による工事費の増 ・濁水対策に関する地元 調整に不測の日数を要 したことによる工期の延 伸